

医療機関への適正受診について

福祉医療の受給者証をお使いの方は、かかった医療費の自己負担分（1～3割分）を安城市が負担しています。医療費が増加しますと、制度の縮小・廃止に繋がる可能性がありますので、制度存続のためにも適正受診にご理解とご協力を願っています。



「かかりつけ医」をもちましょう。



信頼できる「かかりつけ医」をもち、「はしご受診」はやめましょう！



ジェネリック医薬品を活用しましょう。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品（新薬）より安価で、同等の効能・効果を持つ医薬品です。ジェネリック医薬品を選択していただくと、医療費の節約に繋がります。



ジェネリック医薬品希望カードやシールを医療機関や薬局に提示し、お医者さんや薬剤師さんに利用について相談しましょう！



お薬手帳を活用しましょう。



複数の医療機関で処方された薬でも、1冊のお薬手帳でまとめて管理すれば、薬の重複や、飲み合わせによる副作用などを防止できます。



病院や薬局に行くときにはお薬手帳を忘れずに持参しましょう！



休日・夜間の救急医療機関の受診は控えましょう。



休日や夜間の受診は緊急時だけにしましょう！



高額療養費について

1ヶ月にかかった医療費が一定の金額を超えた場合、その超えた額が「高額療養費」として加入する健康保険組合等から支給されます。受給者証を使用した場合、自己負担分は市が負担しておりますので、支給される高額療養費は市へ返還していただくことになります。その際、被保険者の委任状等が必要になりますので、対象となる方には別途お知らせいたします。

限度額適用認定証を取得しましょう。

入院などで医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の窓口での自己負担分を減らすことができます。受給者証をお使いの方も健康保険組合等に申請をお願いします。